

## 不燃・粗大ごみ排出指導等業務会計年度任用職員業務要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、函館市環境部埋立処分場において不燃・粗大ごみ排出指導等業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

### (業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 戸井支所，恵山支所，樞法華支所および南茅部支所の所管区域（以下「支所所管区域」という。）内の一般廃棄物の排出指導等に関すること。
- (2) 恵山クリーンセンターおよび南茅部クリーンセンターにおける粗大ごみ等の運搬に関すること。
- (3) 支所所管区域内の不法投棄および野外焼却の防止等に関すること。
- (4) その他所属長が必要と認める業務。

### (任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

### (勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 勤務時間は、別表に定めるA勤務またはB勤務から所属長があらかじめ指定するものとする。ただし、所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において、勤務日を振り替えし、または代休日を与えることができる。
- (2) 休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の中の別の時間帯において、1時間の休憩時間を設けることができる。

(3) 週休日は、土曜日および日曜日とする。

(4) 休日は次のとおりとする、ただし、任命権者は会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市長の承認を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 1月2日、1月3日および12月29日から12月31日までの日

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

勤務日	勤務形態	勤務時間
月～金曜日	A勤務	午前8時45分から午後4時30分まで
	B勤務	午前9時45分から午後5時30分まで